

秘密保全法 解説

第2回 秘密保全法制の現在とその歴史

秘密保全法案対策本部 本部長代行 堀 敏明 (30 期)

1 我が国における秘密保全法制の現在

現在、我が国には、国家秘密の保全を規定する法律として、(1)国家公務員法(1948年制定)、(2)日米刑事特別法(1952年制定)、(3)自衛隊法(1954年制定、2001年改正)、(4)MDA秘密保護法(1954年制定)等がある。

「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」の2011年8月8日付報告書に掲げられた8件の主な情報漏えい事件等の概要によれば、起訴されたのは2件だけ(しかも、①自衛隊法違反で懲役10月、②MDA秘密保護法違反で懲役2年6月・執行猶予4年)であり、新たに秘密保全法を制定する立法事実があるとは思われない。

現行法の概要は以下のとおり。

(1) 国家公務員法100条・109条

- ①規制対象は、国家公務員。②対象秘密は、職務上知りえた秘密。③対象行為は、秘密の漏えい。
- ④罰則は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

(2) 日米刑事特別法6条・7条

- ①規制対象は、一般市民。②対象秘密は、合衆国軍隊の機密。③対象行為は、㊦機密の探知・収集・漏えい、㊦㊦の陰謀・教唆・煽動。④罰則は、㊦10年以下の懲役、㊦5年以下の懲役。

(3) 自衛隊法96条の2・122条

- ①規制対象は、防衛秘密取扱業務者(民間人含む)。
- ②対象秘密は、防衛大臣が指定する防衛秘密。③対象行為は、㊦防衛秘密の漏えい(未遂も)、㊦㊦の過失、㊦㊦の共謀・教唆・煽動。④罰則は、㊦5年以下の懲役、㊦1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金、㊦3年以下の懲役。

(4) MDA秘密保護法3条～5条

- ①規制対象は、一般市民。②対象秘密は、アメリカから日本に提供された装備品等に関する秘密(特別防衛秘密)。③対象行為は、特別防衛秘密の㊦探知・収集、㊦漏えい、㊦㊦㊦の陰謀・教唆・煽動、㊦過失。④罰則は、㊦10年以下の懲役、㊦10年以下・5年以下の懲役、㊦5年以下・3年以下の懲役、㊦2年以下・1年以下の懲役。

2 秘密保全法制定に向けた動き

1985年6月、国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律(国家秘密法)案が自民党議員により議員立法として国会に提出された。①規制対象は公務員のほか一般国民やマスコミ等、②対象秘密は防衛・外交秘密、③対象行為は不当な方法による秘密の探知・収集・外国への通報、未遂・過失・予備・陰謀・教唆(独立教唆も)・煽動、④罰則の上限は死刑、というものであった。

弁護士会、マスコミ、労働組合、野党(国会議員には自民党議員もいた)をはじめとする国民的な反対運動によって、この法案は同年12月廃案となった。

しかし、国家秘密法案廃案後も政府・自民党による秘密保全体制強化に向けた動きは続く。

この動きの背景には、我が国の安全保障政策、日米の安全保障・防衛協力の強化の流れがある。例えば、2001年の自衛隊法改正も、2000年10月のアーミテージ報告(機密情報保護法の立法化要求)を受けたものである。また、日米安保協議委員会は、2005年10月発表の「日米同盟:未来のための変革と再編」で、共有された秘密情報の保護に必要な追加的措置を取ることを合意している。そして、自民党政務調査会は、2006年6月、罰則規定を含む秘密保持の法体系の新設・整備を提言し、2008年2月には内閣官房長官のもとに「秘密保全法制の在り方に関する検討チーム」が設置されるなどする中で、2009年9月、政権は民主党に交代した。民主党政権下、秘密保全法制を制定すべきことが提案された。

3 そして今——風雲急を告げる秘密保全法制定の動き

2012年12月の衆議院選挙で圧勝した自民党は政権に復帰した。同党が同年7月に発表した国家安全保障基本法案は、我が国の平和と安全の確保に必要な秘密保護措置を法律上・制度上講じることを国に課している。

秘密保全法案はいつ国会に提出されてもおかしくない状況にある。